三重県立四日市南高等学校 部活動・同好会活動 運営方針

1 目標

- (1) 部活動・同好会活動(以下、部活動等。)は本校の教育活動の一環であり、これを通して心身の成長と目標達成に向けた協働の推進を図る。
- (2) 規律と協調に基づく活動を通じ、能力・技術等の向上を図るとともに、社会生活に 必要な態度、豊かな人間性を身に付ける。
- (3) 自他の健康・安全に留意することを通じ、危険を予測、回避、対処できる能力を身に付ける。

2 基本方針

- (1) 各部・同好会(以下、部等。)の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、指導者と保護者とが適切に連携しつつ、これを行う。 その際、各部等の目的・目標の達成を図りつつ、平行して部活動等以外の学校生活および家庭生活を適切に送れるよう配慮し、バランスのとれた活動計画を作成して実施する。
- (2) できる限り生徒の自主的・主体的な活動が展開されるよう、指導者は適切に指導・助言を行う。
- (3) 指導者は安全に十分配慮するとともに、活動する生徒自身が危険を予測、回避対応ができるよう安全学習に取り組む。

3 運営

(1)組織および入退部・新設・廃止等について

- ① 本校に、部活動等を行う部等をおく。
 - ・部は、本校の教育活動の一環としてふさわしい活動を、原則年間をとおして行う。
 - ・同好会は、本校の教育活動の一環としてふさわしい活動を行う。
- ② 部等に指導者をおく。
 - ・部等に、本校の教職員である顧問をおく。
 - ・部等に、外部人材をおくことができる。
- ③ 本校に、部活動等にかかる組織をおく。
 - ・部活動等の組織・運営等にかかる事項を審議する部活動等運営委員会をおく。これ の委員については、別途定める。
 - ・部等の間の調整等を行う部・同好会顧問会議をおく。これの委員は、各部等の顧問 の代表である教職員1名からなり、必要に応じて管理職・生徒会顧問等が出席する。
 - ・運動部顧問代表1人、文化部顧問代表1人、県高等学校文化連盟代表顧問1人をおく。運動部顧問代表・文化部顧問代表のいずれかを顧問総代表とする。
- ④ 生徒は、本校に設置されていない部等にかかる県高等学校体育連盟、県高等学校文 化連盟の活動に参加することができる。
 - ・本校に設置されていない部等にかかる県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟の 活動に参加を望む生徒については、その活動が本校の教育活動としてふさわしいと 認められる場合、これに参加することができる。
 - ・これにかかる指導者については、別途定める。

- ・これにかかる運営方針は、本方針による。
- ⑤ 生徒は、いずれの部等にも入退部できる。
 - ・生徒は、適切な手続を経て、いずれの部等にも入部できる。ただし、二つ以上の部 等に入部する場合は、他の学校生活および家庭生活を適切に送れるよう検討し、指 導者等と十分相談したうえで入部するものとする。
 - ・生徒は、適切な手続を経て、入部中の部等から退部することができる。ただし、退 部にあたっては、部活動等の目標に鑑み、指導者等と十分相談したうえで退部する ものとする。
 - ・部等の指導者は、本運営方針および各部等の指導方針に鑑み不適切な活動状況である生徒に対して、十分に指導を行っても改善が見られず、今後の改善の見込みがないと客観的に判断できる場合、生徒本人および保護者の十分な理解を得たうえで、部等の指導者の総意をもって退部させることができる。
- ⑥ 同好会は、次の条件を満たすとき、適切な手続を経て適当と認められた場合、新設することができる。
 - ・活動する部員が5人以上、かつ、対外活動・大会等に参加する場合はそれに対応できる人数の部員がいる。
 - 顧問がいる。
 - ・校内に適切な活動場所がある。
 - ・活動に必要な費用・設備・用具等が確保できる。
 - ・継続して活動できる客観的な見込と環境がある。
- ⑦ 同好会は、次の条件を満たすとき、適切な手続を経て適当と認められた場合、部に 昇格することができる。
 - ・活動する部員が10人以上、かつ、対外活動・大会等に参加する場合はそれに十分 対応できる人数の部員がいる。
 - ・同好会として1年以上適切に活動している。
- ⑧ 部は、次の条件のいずれか1つ以上に当てはまるとき、手続を経て同好会に降格する。
 - ・各年度の部結成時に、部員が3回連続し不在である。
 - ・各年度の部結成時に、部員が4回連続して適切な人数を有さず、活動が困難である。 適切な人数とは、団体競技のみを行う運動部においては公式大会等に出場できる最 低の人数をいう。個人競技に出場・参加ができる運動部、および文化部においては 4名以下をいう。
 - ・各年度の部結成時に、3回連続して部長・副部長が選出できない。
 - ・活動が3年間連続し停止している。
 - ・活動場所が校内に確保できない。
- ⑨ 部は、著しく不適切な活動状況が認められるとき、手続を経て同好会に降格することなく廃止される。
- ⑩ 同好会は、次の条件のいずれか1つ以上に当てはまるとき、手続を経て廃止される。
 - ・各年度の部結成時に、部員が2回連続して不在である。
 - ・各年度の部結成時に、部員が4回連続して適切な人数を有さず、活動が困難である。 適切な人数とは、団体競技のみを行う運動部においては公式大会等に出場できる最

低の人数をいう。個人競技に出場・参加ができる運動部、および文化部においては 4名以下をいう。

- ・各年度の部結成時に、2回連続して会長、副会長が選出できない。
- ・活動が2年間連続し停止している。
- 顧問がいない。
- ・活動場所が校内に確保できない。
- Ⅲ 部等は、手続を経て、統合、活動内容の変更に伴う名称変更を行うことができる。
- ② 部等の分割は行わない。部等にかかる新たな活動は、同好会の新設によってのみ行うことができる。

(2)活動日

- ① 各部等においては、土・日曜日のいずれかを休養日にあてる。ただし、大会開催等により土・日曜日に休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。
- ② 定期考査発表中及び考査中の活動については、別途「定期考査発表中及び考査中の部活動について」に定める。

(3)活動時間

季候や日没時間、生徒の健康・安全、学校生活および家庭生活を考慮し、平日は3時間以内、土・日曜日・祝日・長期休業期間内は4時間以内とする。ただし、大会前等やむを得ない事情から延長する場合は、事前に活動計画等により校長の承認をえる。

(4)活動・計画・安全管理

- ① 目的・目標達成に向けて、適切な指導・運営を進める
- ・指導者は生徒の参加状況、目的・目標の達成状況等を掌握し、必要な指導等を適切 に行うよう努める。
- ・活動場所、部室、用具等について適切に管理するとともに、そのように指導する。
- ② 活動計画を立て、計画に基づき実施する。
 - ・1か月ごと、または学期ごと等、適切な期間にわたる活動計画を立案し、事前に校長に提出して承認をえる。
 - ・活動計画とともに、あるいは活動計画に含めて、適切な期間ごとの目的・目標、留 意事項等を生徒・保護者と共有する。
- ③ 事故・怪我等の防止につとめる。
- ・事前の安全指導に努めるとともに、事故等の発生時には迅速かつ的確に対応し、保 護者と連携する。
- ・校内外を問わず、活動場所、活動場所への経路、用具等に危険がないか確認し、指導する。
- ・心身の状況や生活環境等において特別な配慮が必要な生徒について把握し、指導に あたる。
- ・校内外を問わず、AEDの場所を確認する。
- ・屋外の活動にあっては落雷に留意し、雷鳴が聞こえたら晴天であっても退避行動を 指導する。

- ・怪我等からの回復期の活動については、十分に配慮する。
- ・大会参加等により帰宅が遅くなり配慮が必要な場合には、保護者と連携する。
- ・個人情報の管理について、十分に留意する。
- ・盗難、不審者被害等の防止に努める。
- ・緊急時の連絡体制を確立する。
- ④ 体罰・ハラスメントを根絶する。
- ・身体に苦痛を感じる懲らしめはすべて体罰に該当しうることを十分に理解し、指導 する。
- ・人格を否定するような指導、不適切・不必要に身体に触れる指導等はハラスメント に該当しうることを十分に理解し、指導する。

(5) 校外活動・大会参加

県高等学校体育連盟・同野球連盟・同文化連盟主催の大会等以外の各種大会・練習 試合等への参加については、日頃の練習等の成果が最も効率的に発揮されることと参 加にかかる負担とを十分に勘案し、生徒・保護者に理解されるよう計画し実行する。

(6)活動費

- ① 部費等の徴収と管理・運用については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の理解を得つつ行うとともに、一年に一度以上会計報告を行う。
- ② 生徒会、PTA等からの支援については、それぞれにおいて別途定める。

(7) 外部人材

外部人材の活用については、有償・無償にかかわらず、任用期間ごとに校長の承認 を得るとともに、関係団体・競技団体等への登録等を適切に行う。また、外部人材が 本運営方針および関係の規定等に基づき適切に指導・運営にあたるよう、必要な指示 等を行う。

(8) その他

本運営方針にない事項については、法令、高等学校学習指導要領、三重県および四 日市南高等学校が定める規定・計画・ガイドライン・マニュアル等に基づき実施、運 営、対応等を行う。

4 付則

本方針は、平成30年6月27日に策定する。

本方針は、「部 (クラブ)・同好会・愛好会規定」の廃止に伴い、平成31年4月1日に 改訂する。